

バイオスティミュラント資材等の特長的な効能を謳う資材については、取扱いに際して以下の基準で検討することとする。

- ① 科学的に効果が説明つくこと
- ② 様々な条件での公的機関（または本会）による試験結果があること
- ③ 現地実証事例が複数あること
- ④ 肥料であれば肥料登録が済んでいること
- ⑤ 植調効果に類した効能を謳う場合は当局への確認が済んでいること

- 上記を満たす資材について、当該資材の有用性、市場性等を加味して取扱いの可否を判断する。
- なお、本会での試験に際しては、第三者評価の試験結果、将来の市場性等を勘案した上で、試験受入可否を判断する。

※既存の資材等、上記考え方に当てはまらない資材の取り扱いもある。主に、今後取り扱いを開始する資材に適用予定。